

# 破壊的カルト問題にかかわる カウンセリングにあたる者の申し合わせ

日本脱カルト協会 2000. 1. 22 制定  
2013. 3. 8 改訂

破壊的カルト問題にかかわるカウンセリングにあたる者(以下「カウンセラー」という)は、深刻化するこの問題に対応すべく、カウンセリングの広がりや充実を目指し、次の通り申し合わせをする。

## 1 目的・種別

カウンセリングは、破壊的カルトにからめとられた本人らの人権を回復すべく、自立と自己の回復を目的とし、また家族らの心の健康や福祉に尽くすことを目的とする。

破壊的カルトに関するカウンセリングは、重要な関係人たる家族についてのカウンセリング、本人の脱会カウンセリング並びに脱会後の自立のためのカウンセリングからなる。

## 2 カウンセリングの開始

カウンセリングは、本人または本人の家族らからの相談によって始める。このとき、カウンセラーは、それぞれの立場に応じて、場所、費用、方法などにつき、十分に説明と話し合いを行う。費用は社会的に相当な範囲を逸脱しないように留意する。

## 3 技法

カウンセリングにあたっては、本人らの心理状態、そこに至る家族関係、生育過程などの経緯、自らとの心理的關係などについて十分に注意しつつ、もとより各人の人権を侵害することのないよう留意しながら、誠心誠意努めなければならない。

特に脱会カウンセリングにあたっては、家族と本人が中心となるものであり、これに助力する立場であることを確認する。

カウンセラーは、嘘・偽りの内容を伝えたり、恐怖をあおってはならない。医師が治療で行うとき以外は、当然のことながらいかなる薬物も使用してはならない。

## 4 影響力について

カウンセリングは、本人らに対し、多大な感化・影響を与えるものであるから、カウンセリングにあたり、カウンセラー自身の個人的宗教、思想、信条に同化させることを目的としてはならない。

## 5 尊重と協同

カウンセラーは、正当な理由と根拠なく他のカウンセラーなどを非難してはならない。

カウンセラーは、必要あるときは他のカウンセラー、医学的な問題にわたるときは医師、法的問題にわたるときは弁護士など、それらの専門性を尊重し、かつ協同してカウンセリングに務めなければならない。

## 6 研修

カウンセラーは、自己の能力を高めるべく、カウンセリング手法の修得のため、他のカウンセラーとの交流、文献や事例の研究を行なうなどして、自己の研修に務めなければならない。

## 7 秘密を守る権利と義務

カウンセラーは、本人及び家族の秘密を守らねばならず、また何者からもこれらを明らかにするよう強制されない権利をもつ。マスメディアでの発表、インターネット上の公開に当たっては、依頼人の明確な許可を得るなどせねばならず、研究会、会誌等で報告するときも十分な匿名性を確保しなければならない。

以上